

令和6年度

八尾市

地下水質測定計画

八尾市

# 令和6年度八尾市地下水質測定計画

## (目的)

この測定計画は、水質汚濁防止法第15条の規定により、八尾市内の地下水質を常時監視するために実施する水質等の測定について、測定地点、測定項目及び測定方法その他必要な事項を定めるものとする。

## (調査の区分)

測定計画に基づく調査の区分は、次のとおりとする。

### (1) 概況調査

市域の全体的な地下水の水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。

### (2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査等により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。概況調査等の結果、調査井戸の周辺において汚染が発生している可能性があるかと判断される場合についても、原則として当該調査を実施することとする。

### (3) 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染地域について、継続的に監視を行うために実施する地下水の水質調査とする。

## (測定地点)

測定地点は、下記のとおりとする。

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| (1) 概況調査（別表－1、別図－1）   | 3地点 |
| (2) 継続監視調査（別表－2、別図－2） | 9地点 |

## (測定計画期間)

測定計画期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## (測定項目)

測定項目は、原則として次のとおりとする。

### (1) 概況調査

#### ア. 一般項目

気温、水温、pH、外観、透視度、臭気
--------------------

#### イ. 環境基準健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀 PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、 クロロエチレン（塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）、ジクロロメタン、1,2-ジ クロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロ エチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、シマジン、 チオベンカルブ、チウラム、セレン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒 素、1,4-ジオキサン （ただし、アルキル水銀については、総水銀が検出された場合に限る。）
---

(2) 汚染井戸周辺地区調査

環境基準健康項目のうち汚染が判明している項目、汚染の可能性の高い項目及びそれらの分解生成物等に該当する項目とする。

(3) 継続監視調査

一般項目及び測定地点ごとに別表－２に掲げる項目とする。

(測定回数)

測定回数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 概況調査 各測定地点において 1回／年
- (2) 継続監視調査 各測定地点において 1回／年

(測定方法)

測定方法及び報告下限値は、原則として別表－３のとおりとする。

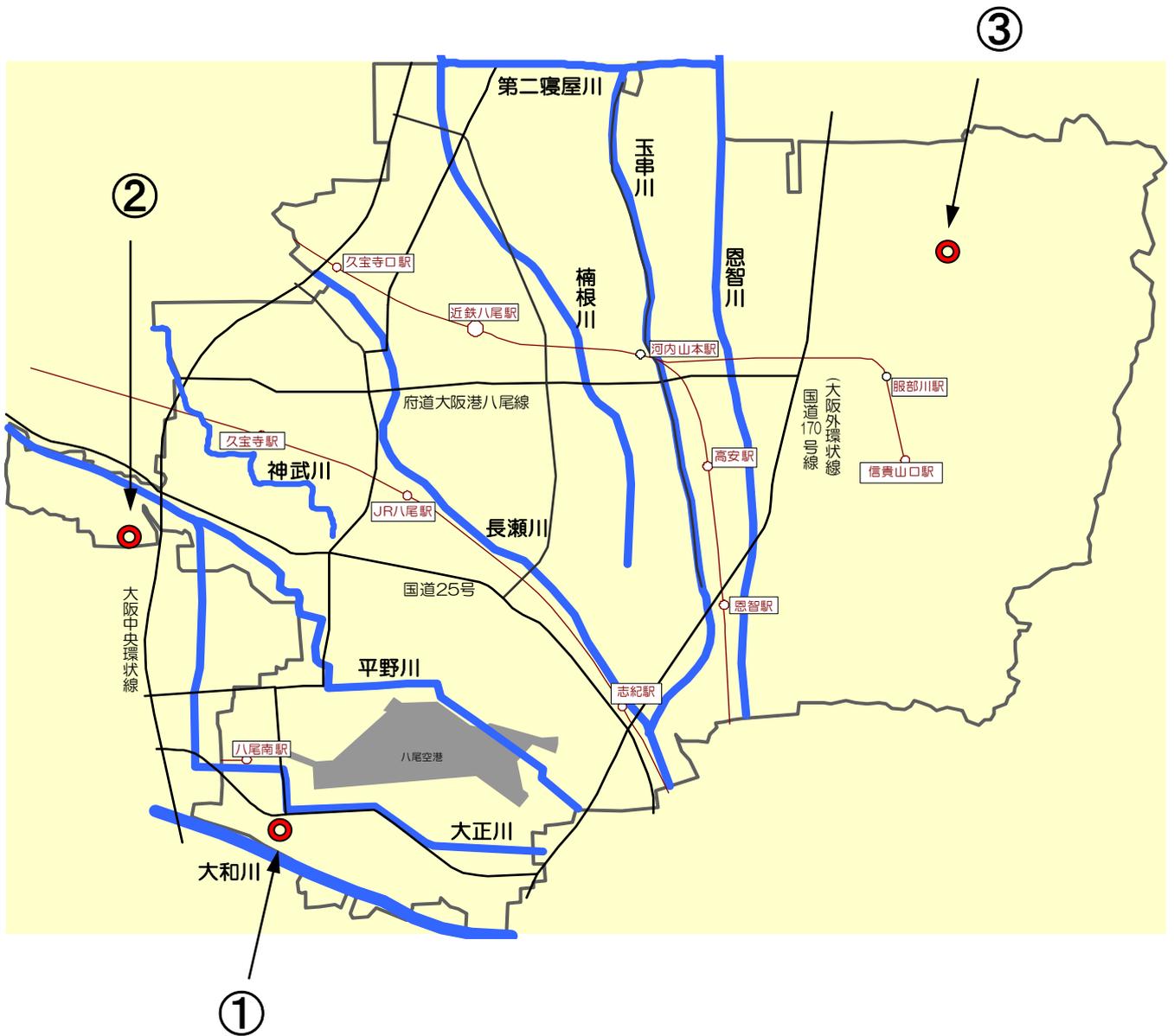
但し、汚染井戸周辺地区調査に係る報告下限値は「大阪府地下水質保全対策要領の運用」の値とする。

(試料の採取等)

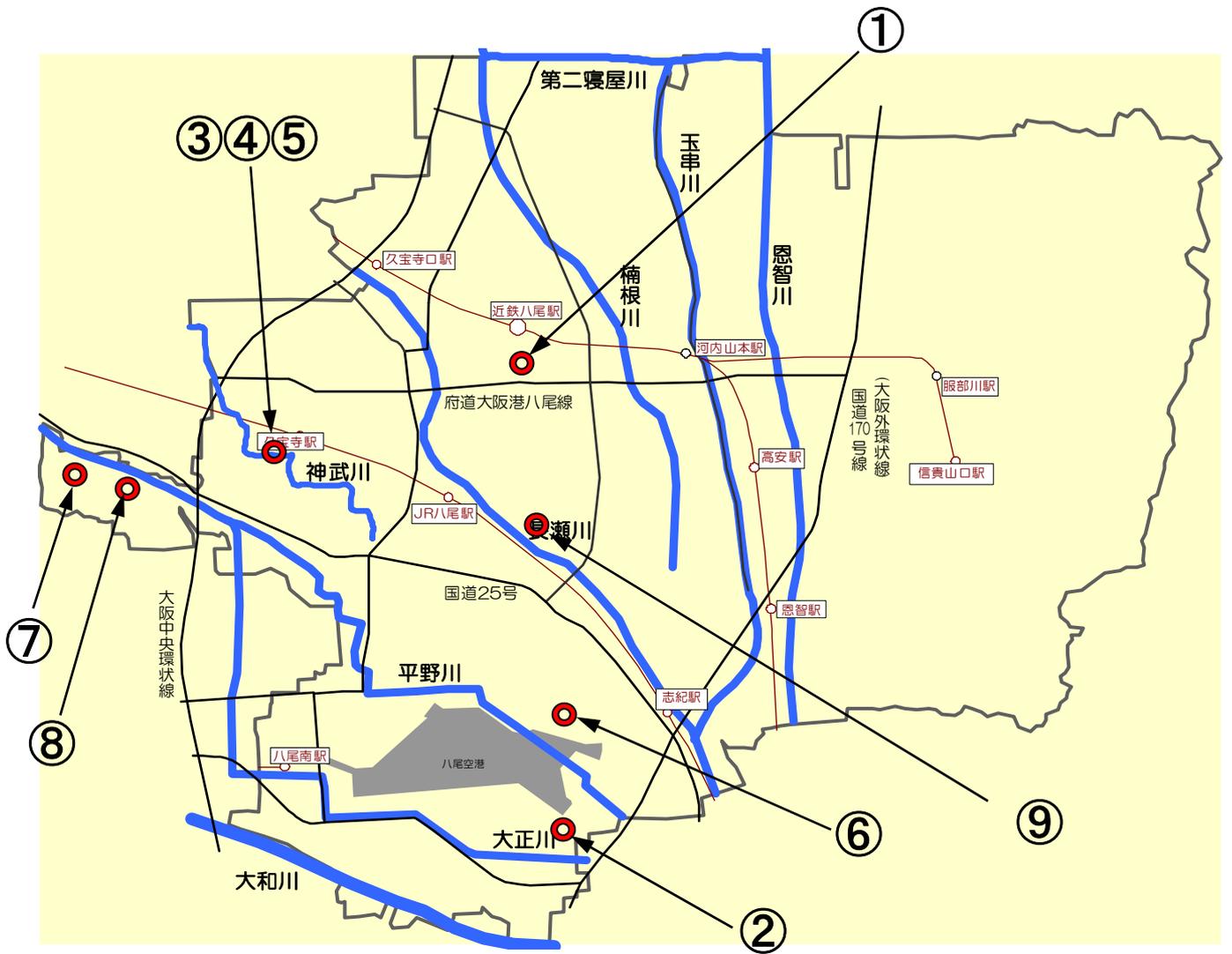
- (1) 試料の採取については、井戸等の設置者に協力を求めるものとする。
- (2) 井戸の諸元（深度、用途等）については、できる限り把握するものとする。

(その他)

その他本計画に記載のない事項等については、大阪府及び測定機関等の関係機関と協議の上、定める。



別図－1 令和6年度八尾市地下水質測定地点（概況調査）



別図－2 令和6年度八尾市地下水質測定地点（継続監視調査）





別表-3 測定方法、環境基準値等一覧表

区分	測定項目	測定方法	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
環境基準項目	カドミウム	JIS K 0102 55.2	0.003 以下	0.0003
		JIS K 0102 55.3		
		JIS K 0102 55.4		
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2及び38.2	検出されないこと	0.1
		JIS K 0102 38.1.2及び38.3		
		JIS K 0102 38.1.2及び38.5		
		昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表(以下「告示付表」という)1		
	鉛	JIS K 0102 54.1	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102 54.2		
		JIS K 0102 54.3		
		JIS K 0102 54.4		
	六価クロム (*1)	JIS K 0102 65.2.1	0.02 以下	0.01
		JIS K 0102 65.2.3		
		JIS K 0102 65.2.4		
		JIS K 0102 65.2.5		
		JIS K 0102 65.2.6		
	砒素	JIS K 0102 61.2	0.01 以下	0.005
		JIS K 0102 61.3		
		JIS K 0102 61.4		
	総水銀	告示付表2	0.0005 以下	0.0005
	アルキル水銀	告示付表3	検出されないこと	0.0005
	P C B	告示付表4	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1	0.02 以下	0.002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1	0.002 以下	0.0002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.4.1		
		JIS K 0125 5.5		
	クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	平成9年3月13日付け環境庁告示第10号付表	0.002 以下	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1	0.004 以下	0.0004
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
		JIS K 0125 5.3.2		
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1	0.1 以下	0.002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.2		
	1,2-ジクロロエチレン	シス体: 同上	シス体トランス体の和が 0.04 以下	シス体 0.002
		トランス体: JIS K 0125 5.1		トランス体 0.002
		JIS K 0125 5.2		
		JIS K 0125 5.3.1		
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1	1 以下	0.0005	
	JIS K 0125 5.2			
	JIS K 0125 5.3.1			
	JIS K 0125 5.4.1			
	JIS K 0125 5.5			
1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.006 以下	0.0006	
トリクロロエチレン	同上	0.01 以下	0.001	
テトラクロロエチレン	同上	0.01 以下	0.0005	
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1	0.002 以下	0.0002	
	JIS K 0125 5.2			
	JIS K 0125 5.3.1			
チウラム	告示付表5	0.006 以下	0.0006	
シマジン	告示付表6の第1 告示付表6の第2	0.003 以下	0.0003	
チオベンカルブ	同上	0.02 以下	0.002	
ベンゼン	JIS K 0125 5.1	0.01 以下	0.001	
	JIS K 0125 5.2			
	JIS K 0125 5.3.2			
セレン	JIS K 0102 67.2	0.01 以下	0.002	
	JIS K 0102 67.3			
	JIS K 0102 67.4			
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素: JIS K 0102 43.2.1	10 以下	0.08	
	JIS K 0102 43.2.3			
	JIS K 0102 43.2.5			
	JIS K 0102 43.2.6			
	亜硝酸性窒素: JIS K 0102 43.1.1			
	JIS K 0102 43.1.2 JIS K 0102 43.1.3			
ふっ素	JIS K 0102 34.1	0.8 以下	0.08	
	JIS K 0102 34.4			
	JIS K 0102 34.1.c) (*2) 及び告示付表7			
	JIS K 0102 47.1			
ほう素	JIS K 0102 47.3	1 以下	0.02	
	JIS K 0102 47.4			
	JIS K 0102 47.4			
1,4-ジオキサン	告示付表8の第1	0.05 以下	0.005	
	告示付表8の第2			
	告示付表8の第3			

(注1) 桁数については有効数字2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。

(注2) 報告下限値の桁を下回る桁についても切り捨てる。

(注3) 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値の何れか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(\*1) 六価クロムの測定方法において、次の1から3に掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。

1: 65.2.1に定める方法による場合、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。

2: 65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。

3: 65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合、2に定めるところによるほか、JIS K 0170-7の7a)又はb)に定める操作を行うこと。

(\*2) ふっ素の測定方法において、JIS K 0102 34.1.c) (注(6) 第三文を除く。)に定める方法

(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)